

北海道税条例施行規則の改正について

- ①地方税法の改正及びそれに伴う税条例の改正に連動する所要の改正及び規定の整備
 ②コンビニ収納の対象拡大に伴う所要の改正
 ③自動車保有関係手続きのワンストップサービス（以下「OSS」という。）の利用開始に伴う所要の改正
 ④その他規定の整備

○北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）

条項	改正理由
第14条の3第2項	租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予が終了する旨の通知の追加
第39条の3	地方税法（以下「法」という。）の改正に伴う項すれの修正
第47条	北海道税条例（以下「条例」という。）の改正に伴う項すれの修正
附則第8項	
附則第9項	
附則第10項	
附則第12項	
附則第21項	
附則第28項	法改正において、宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の価格の特例の適用期限が延長されたことに伴う改正
附則第29項	

様式番号	様式名	改正理由	
別記第4号様式の2の2その2	徴収猶予通知書（移転価額課税）（法人）	省令様式に、租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予の申請書が追加されたことに伴い、徴収猶予承認・不承認・取消を通知する様式を追加する。また、徴収猶予事由終了を通知する様式については所要の改正を行う。なお、様式の追加に伴い、並びを整備する。	
別記第4号様式の2の2その3	徴収猶予通知書（移転価額課税）（個人）【新設】		
別記第4号様式の2の2その4	法人事業税（外形標準課税）・地方法人特別税徴収猶予（期間延長）通知書		
別記第4号様式の2の2その5	軽油引取税徴収猶予承認通知書		
別記第4号様式の2の2その6	自動車取得税徴収猶予承認通知書		
別記第4号様式の2の2その7	徴収猶予（期間延長）不承認通知書 換価		
別記第4号様式の2の2その8	徴収猶予不承認通知書（移転価額課税）（事業税）		
別記第4号様式の2の2その9	徴収猶予不承認通知書（移転価額課税）（個人）【新設】		
別記第4号様式の4その3	徴収猶予取消通知書（移転価額課税）（法人）		
別記第4号様式の4その4	徴収猶予取消通知書（移転価額課税）（個人）【新設】		
別記第4号様式の4の2	徴収猶予終了事由通知書（移転価額課税）		
別記第6号様式の7その6	自動車税納税証明書（証紙徴収、電子納付による場合）		OSSの利用開始に伴い、電子的に申告・納付する方法が追加されたことから、様式を改正する。
別記第70号様式その1	自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書 減免		
別記第70号様式その2	自動車税減免申請書 自動車取得税		
別記第14号様式その2（表）	法人事業税用（電算処理による場合）		
別記第14号様式その5（表）	不動産取得税用（電算処理による場合）		

別記第 14 号様式その 11 (表)	鉾区税用(電算処理による場合)	平成 30 年度から一般税の納税通知書、督促状及び納付書について、コンビニエンスストアで納税ができるよう対象を拡大するため、様式を改正する。	
別記第 14 号様式の 2 その 1 (表)	道税督促状兼領収書(電算処理による場合)		
別記第 14 号様式の 3 その 2 (5 連)	道税領収証書(電算処理による場合)		
別記第 14 号様式の 3 その 4 (表)	自動車取得税用(電算処理による場合)		
別記第 48 号様式の 3 その 1	利子割更 正道民税配当 割決 正定 株式等譲渡取得割加算金決定 通知書兼納入(納付)告知書		
別記第 48 号様式の 3 その 2	利子割 正道民税配当 割不申告加算 株式等譲渡取得割 金決定通知書兼納付告知書		
別記第 58 号様式の 2 の 5 その 1	更 正 ゴルフ場利用税決 定通知書兼 加算金決定 納入(納付)告知書		
別記第 58 号様式の 2 の 5 その 2	ゴルフ場利用税不申告加算金決定通知書兼納付告知書		
別記第 62 号様式(表)	更 正 自動車取得税決 定通知書兼 加算金決定 納付告知書		
別記第 66 号様式の 4 その 1 (表)	更 正 軽油引取税決 定通知書兼 加算金決定 納付告知書		
別記第 66 号様式の 4 その 2	更 正 軽油引取税決 定通知書兼 加算金決定 納付告知書		
別記第 66 号様式の 4 その 3	軽油引取税不申告加算金決定通知書兼納付告知書		
別記第 54 号様式(表)	不動産取得税減額申請書兼還付申請書		条例に、耐震基準不適合既存住宅用地に係る不動産取得税の減額規定が追加されたことに伴い、様式を改正する。
別記第 55 号様式	不動産取得税減額予定申告書		
別記第 61 号様式の 2	自動車取得税修正申告書(更正請求書)	省令第 16 号の 9 様式の改正に倣い、様式を改正する。	

○備考

(施行期日等)

- 1 施行期日は、平成 30 年 4 月 1 日とする。
- 2 改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、当分の間、必要な調整をして使用できることとする。